

令和5年度品川区中小企業物価高騰等総合支援資金融資あっ旋実施要綱

令和5年3月24日区長決定 要綱第34号
令和5年7月28日区長決定 要綱第154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年度において区内中小企業が、突発的な外部要因等によって引き起こされた社会情勢の変化による物価の高騰等のために経営に影響を受けた場合の対策資金を融資あっ旋するため、品川区中小企業事業資金融資あっ旋条例（昭和47年品川区条例第15号。以下「条例」という。）第3条の表13の項に規定する緊急資金の令和5年度における融資あっ旋実施について必要な事項を定めるものとする。

(緊急資金の名称)

第2条 この要綱による緊急資金の名称は、品川区中小企業物価高騰等総合支援資金（以下「本資金」という。）とする。

(融資あっ旋の条件)

第3条 本資金の融資あっ旋の条件は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) あっ旋限度額 | 1,000万円 |
| (2) 利率 | 協定金利 1.6%以内（固定金利）
$\left[\begin{array}{l} 1\sim 3\text{年目} \text{ 本人負担利率}0.0\%、\text{区利子補給率}1.6\% \\ 4\text{年目以降} \text{ 本人負担利率}0.2\%以内、\text{区利子補給率}1.4\% \end{array} \right]$ |
| (3) 融資期間 | 7年以内（据置12月を含む） |
| (4) 償還方法 | 月割元金均等償還（端数金額は最終返済日に算入） |
| (5) 資金用途 | 運転資金・設備資金
ただし、設備資金は物価高騰等の対策に係る費用に限る。 |

(融資あっ旋対象者の要件)

第4条 本資金の融資あっ旋の申し込みをしようとする者は、次の要件に該当しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に規定する中小企業者であって、条例第4条第1項および第11項に規定する要件に該当するものとする。
 - (2) 最近3月の売上高（受注高）もしくは売上総利益額が、前年同期と比較し減少していること。
- 2 現に本資金の融資あっ旋を受けている者が本資金の融資あっ旋を受けようとする場合にあっては、前条第1号に規定する限度額から現に受けている融資の額を差し引いて得た額の範囲内において、融資を受けることができる。

(申請期間)

第5条 本資金の融資あっ旋を受けようとする者は、区長に対し、令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に申請しなければならない。

(信用保証料の補助)

第6条 本資金に係る信用保証料の補助額は、東京信用保証協会の定める保証料率により算定した信用保証料の全額とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。